

「知っておきたい こども園・幼稚園・保育所のあれこれ」

釜石市保健福祉部
こども家庭課

1 こども園・幼稚園・保育所の違い

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、年齢と保育の必要性に応じて、1～3号の「支給認定」を受けていただきます。

認定区分	1号	2号	3号
年齢（毎年4月2日時点）	3～5歳児	3～5歳児	0～2歳児
保育の必要性	なし	あり	あり



保育の必要性とは？…保護者（原則父母）が次のいずれかに該当することが条件です。

- 月48時間以上の就労（自営業、夜間勤務、内職等を含む）
- 妊娠、出産（産前8週の月初日から産後8週の月末日）
- 保護者の疾病、障がい
- 同居または長期入院中などの親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む。原則2か月以内）
- 月48時間以上の就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待や配偶者などからの暴力（DV）のおそれがある
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



	認定こども園	保育所	小規模保育事業所	幼稚園
年齢	0～5歳児	0～5歳児	0～2歳児	3～5歳児
保育の必要性	幼稚園部分：不要 保育所部分：必要	必要		不要
利用時間	幼稚園部分：4時間 保育所部分：8～11時間	8～11時間		4時間
閉園日	日曜、祝日、年末年始、 幼稚園部分のみ春夏冬の長期休暇あり	日曜、祝日、年末年始		日曜、祝日、 年末年始、春夏冬の長期休暇
保育料	お子さんの年齢や保護者の課税状況によって異なります。 ※非課税世帯の0～2歳児は通常の保育料が無償 ※3歳以上児、世帯が監護する第2子以降の3歳未満児は、課税状況にかかわらず通常の保育料が無償			
給食	あり			なし (牛乳のみ)
特徴	保育所と幼稚園の両方の特徴があり、3歳以上児の場合、保護者の就労状況などが変わっても継続利用できます。	保護者の就労などで長時間の保育が必要な場合、生活に合った保育を受けることができます。	家庭環境に近い雰囲気施設の施設です。保育者の数が多く、きめ細やかな保育を行っています。	保護者の就労などの要件がなく、すべての3歳以上児が利用できます。